

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	海士地区活性化計画		
計画期間 実施期間	H19～H23 H19～H21	総事業費(交付金)	472,723千円(236,361千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	目標は、交流人口の増加であり、基本方針にある交流の促進に寄与するものであり、適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	平成11年度より第三次海士町総合振興計画(キンニャモニャの変)においても農林水産業の振興が謳われている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	今回の計画は地元各農林水産業従事者の強い要望に基づくものである。
事業の推進体制は確立されているか	○	推進組織が既に形成されており体制は整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	当該事業を活用して整備する施設による効果を軸に目標値を設定しており、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	実施要綱の第3において「5年間を限度として実施することができる」とあり、当該地区の実施期間5年は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	すべて交付額算定交付率(1/2.4/10)の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	本交付金により、新たに新設する施設である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	「農林漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について」の第4の(4)に定められているとおり、郷土遺産的な建物であるため基準を満たしている。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	廃校・廃屋等改修交流施設は、昭和7年の建築物であり、基礎部において耐震強度が満足されないため、建築基準法に従い耐震補強基礎工事を施すことによって、耐用年数は5年以上を確保できる。 他の施設については、構造が新築の木造建築物であり、減価償却資産耐用年数表より、耐用年数は24年を予定している。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	下記のことにより適切である。

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農林水産省が定めている費用対効果算出要領により「廃校・廃屋等改修交流施設」は投資効率を1.0と見なすことができるとされている。その他の施設は、費用対効果算出要領により算出している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	上記により1.0以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は実施要領別表1(事業ごとの実施用件)に示されているものであり、事業実施主体も実施要領別表2(用件類別)に示されている市町村である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体の海士町が条例を整備し、責任をもって実施・管理するものであり、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か	○	下記のことにより適切である。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	平成16年度からの蓄積データを根拠に算出している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	県内の類似事業実施地区の利用状況の情報を入手し踏まえている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	施設活用において農林水産物の収穫計画に基づき利用形態を検討し、計画している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設は各地域の特産品を生かせるように設置されている。
事業費積算等は適正か	○	下記のことにより適切である。
過大な積算としていないか	○	島根県土木建築設計積算基準により適正な算出を行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	事前に設計協議を行い、コストの低減化に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	すべて汎用性の高いものではない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	耐用年数の高いものを備品としてあげており、適正である。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	農林漁業者の利便性の面からみて、適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地の確保は事前協議済みである。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	実施計画においてすでに庁内で協議済みであり、予算の調整もなされている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	下記のことにより適正である。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	施設管理は指定管理者を募集することとする。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	適正な収支計画を策定している。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。